



五ヶ瀬町の教育に関する大綱

対象期間：平成27年度 ～ 平成32年度



小学4年生ぶどう学習・・・ぶどう収穫の様子



小学4年生ぶどう学習・・・延岡でのぶどう販売の様子

平成27年5月

五ヶ瀬町

1 大綱策定の趣旨

平成27年4月1日から、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（以下、「法」という。）が施行され、法第1条の3において、地方公共団体の長は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるよう改正された。

これは、首長が民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有していることから、首長に大綱の策定が義務付けられた。

このことを受け、本町においても首長が「五ヶ瀬町の教育に関する大綱」を策定するものとする。

2 大綱の内容

大綱の内容については、平成23年3月に策定した「第5次五ヶ瀬町総合計画」（以下「総合計画」という。）の基本計画第5章の教育・人財育成に関する事項を活用するものとする。

総合計画の進捗管理は、各施策方針に基づき、毎年、施策進捗評価を行っており、同様に大綱についても、施策方針について首長及び教育委員会の役割を明確にした上で、進捗管理を行うものとする。

なお、大綱の内容は、首長及び教育委員会で組織する「総合教育会議」において協議・調整の上、決定するものとする。

項目

- (1) 学校教育・・・・・・・・・・P 2 ～ 3
- (2) 社会教育・・・・・・・・・・P 4 ～ 5
- (3) スポーツ・・・・・・・・・・P 6 ～ 7
- (4) 文化・・・・・・・・・・P 8
- (5) 人権・・・・・・・・・・P 9
- (6) 人財育成・・・・・・・・・・P 10 ～ 11
- (7) 国際交流・・・・・・・・・・P 12

3 対象期間

総合計画の基本構想は、平成23年度から平成32年度までの10か年としており、今回は、大綱の対象期間についても総合計画に終了年度を合わせ、平成27年度から平成32年度まで6か年とする。



1. 学校教育

□ 学校教育の現状と課題

本町で設置する教育機関は小学校4校と中学校2校であり、児童数の減少により複式学級を有する学校もある状況です。しかしながら、そのデメリットの解消や五ヶ瀬に貢献できる人づくりのため、五ヶ瀬教育ビジョンの中でG授業の取り組みや、五ヶ瀬のひと・もの・ことを活かした取り組みを推進してきました。

教育環境については、施設面では計画的に整備を進めていますが、老朽化している校舎もあり整備が必要です。

教育の場については、高度情報化に対応した環境の整備として、情報通信基盤・コンピューター等の環境整備が必要です。

また、学校の統廃合については、鞍岡中学校を平成27年度に閉校し、平成28年度から五ヶ瀬町で一つの中学校として「五ヶ瀬町立五ヶ瀬中学校」が誕生します。

なお、小学校の統廃合については、~~当面、予定はありません~~児童数等の状況を踏まえ検討を行います。(平成28年5月改訂)

□ 施策方針

「五ヶ瀬で生まれ、育ち、生き、五ヶ瀬を創造する人づくり」を目標に、小規模校の特性を活かした教育と魅力的な教育環境づくりを行います。学校が組織として機能するために、学校の教育目標と教育課程、組織（予算）が一体となった自立した学校教育組織の構築を目指します。そして9年間の一貫義務教育を構築し、施設等のハード面、少人数・大人数での授業を経験して互いに切磋琢磨する力・多様な価値観に触れる体験など、ソフト面の充実を活かしながら進めていきます。

学校施設及び機器などの整備や充実とともに、教員の適切な配置や教育内容を充実させます。児童生徒のこころ豊かな人間性や社会性を育み、個性を活かしつつ、確かな学力を身につけ、社会の様々な変化に柔軟で主体的に対応できる能力や生きる力、コミュニケーション能力、地域への愛着を育む特色ある教育を推進します。

学校事務共同実施制度を有効に活用し、学校運営のさらなる効率化を図ります。学校における事業評価を進め、特色ある学校運営との両立を図ります。

■用語解説■

G授業・・・各学年、各教科の授業内容に適した人数や授業形態で授業を行うことができるよう、町内4つの小学校と2つの中学校の垣根を取り払って行う授業システム。

結ぶ×育む

～ふとらかすばい～

□ 具体的な施策

(1) 学力の向上

- 児童生徒の実態を踏まえ、一人一人の学力を確実に伸ばします。
- 切磋琢磨する力、多様な価値観に触れる授業、理解力を育む授業を推進します。

(2) 豊かな心を育む環境の構築

- 思いやりや感動する心を持った児童生徒を育成します。
- **学校支援地域本部**を中心に、学校が地域コミュニティの核になる学校づくりを進め、五ヶ瀬を愛する児童生徒を育てるとともに、町民のマンパワーを活かす教育活動を展開します。
- 不登校・いじめに対する対策を講じます。

(3) 健康・体力づくりの推進

- たくましく生きるための基礎となる健康や体力を身に付けられるよう、指導します。
- 児童生徒・教職員等の健康管理を継続して実施します。

(4) 信頼される学校の構築

- 学校と家庭・地域との協働を図り、開かれた学校づくりを充実させます。
- 家庭教育の推進を図ります。
- 特別支援教育の専門知識を持った教職員を配置します。
- 学校と保育所が連携をとり、子どもの発達段階ごとの特徴を踏まえた教育を実施します。
- 給食設備の充実や、**わくわくランチサービス**を実施します。
- 児童の健全育成のため、地域全体で子どもたちを見守り、地域活動に参加を呼びかけます。学校運営への地域の参画を図ります。
- 地域の声を学校経営に活かすために、学校関係者評価を実施します。

(5) 学校教育施設の整備

- 子どもたちが安心して学校生活を過ごせるよう、また、災害時の緊急避難場所として機能するよう、施設の補修・整備、維持管理を含めて実施します。
- 徒歩での登下校の子どもについては通学路の安全確保に努めていきます。
- 学校施設の開放と利活用を図ります。

■用語解説■

わくわくランチサービス・・・地域との交流を図るため、各学校ごとに行っている招待給食。

学校支援地域本部・・・学校の求めに応じて必要な支援を地域のボランティアが行う体制を構築するもの。

結ぶ×育む

～ふとらかすばい～



2. 社会教育

□ 社会教育の現状と課題

社会教育は生涯にわたる学習機会の提供と地域社会の連帯感の醸成という重要な役割があります。生涯学習については社会の熟成化に伴い、住民の生涯学習への関心が高まったことから、各世代を対象とした教室や講座を実施していましたが、参加者の固定化等により、平成19年度より公民館等での自主事業となり、町ではその支援を実施しています。しかし、住民全体への浸透が課題となっています。

社会教育の取り組みとしては、青少年から高齢者までを対象に、幅広く事業を考えていく必要があります。そのため、青年団組織、PTA・教育振興会、女性組織及び高齢者クラブ等との連携・協調を積極的に推進し、自主的な活動を展開できる事業の考案と体制づくりが求められます。

現在、当町の図書館は、五ヶ瀬町町民センターの一角に設置しており、十分に住民等の声が反映された図書館としての機能が整備されていません。

□ 施策方針

五ヶ瀬ならではの様々な生涯学習活動を通じて、個々に適した生涯にわたる学習の場を提供するとともに、学校・家庭・地域が一体となって豊かな心を育てていきます。

一人ひとりが自己実現と豊かな地域社会の形成に向けて学習ができるよう、指導者及びリーダーの発掘や研修、各種サークル活動の育成等、生涯学習体制を充実します。また、様々な社会教育団体への支援、教育文化活動拠点の整備・充実、生涯学習環境の充実に向けた取り組みを推進します。

生涯学習講座の発表の場として、創作クラフト展出展を始め、五ヶ瀬町自然の恵み資料館を活用した、町内外の芸術家による様々な企画展を展開します。

図書館整備については、平成27年度より宮崎県が推進する「日本一の読書県」を目指した環境整備に取り組み、ソフト面の充実を先行することで、図書館整備に向けた機運を高めていきます。

□ 具体的な施策

(1) 青少年教育の推進

- ふるさと教育の実施と教材作成及び活用を図ります。
- 特色ある成人式を実施します。
- 青少年育成組織の充実・環境づくりと地域活動の育成を促進します

(2) 生涯学習の促進

- 各公民館による自主的な社会教育活動の実施を推進します。
- 生涯学習講座の実施支援を行います。
- 生涯学習関係団体・組織の充実・学習ネットワークの形成を図ります。
- 情報の収集と指導援助体制の充実を図ります。
- 五ヶ瀬町自然の恵み資料館を活用し、様々な企画展を展開します。
- 宮崎県が推進する「日本一の読書県」を目指した環境整備を図ります。

(3) 生涯学習施設の整備

- 生涯学習施設の整備及び適正運営を図ります。
- 図書館機能の充実と利用促進・整備を図ります。



3. スポーツ

□ スポーツの現状と課題

町ではスポーツの振興施策として、体力づくりバレーボール大会、ソフトボール大会、町民駅伝競走大会及び小学生ロードレース大会を毎年開催し、スポーツ推進委員やコミュニティスポーツ推進員の確保・育成に努めています。

一方、スポーツに取り組んでいない町民も少なくなく、より多くの町民が気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりや生涯スポーツに取り組める環境づくりが必要です。

また、より多く町民が参加できるような大会開催・運営を行い、スポーツ推進委員やコミュニティスポーツ推進員の活用・資質の向上を図り、ニーズに応じたプログラムを検討する必要があります。また、ニュースポーツやレクリエーション活動における指導者の育成も課題です。

施設については芝管理や大型の大会時の宿泊対応を検討する必要があります。

□ 施策方針

住民一人ひとりが元気で健康に暮らしていくために、子どもから高齢者までが自分に合った運動やスポーツを楽しめる環境づくりを推進するとともに、施設環境の充実、指導力の向上を図り、スポーツを通じた交流を深め、人も町も元気になれる明るく健康的なまちづくりを目指します。

Gパーク合宿受け入れ協力会を中心として、スポーツ交流を促進し、町内宿泊施設の受け入れ体制の強化・充実を図り、より高いレベルの合宿環境づくりに努めます。

「スポーツランドみやざき構想」に基づき、総合公園「Gパーク」を中心とした夏場の避暑地的な合宿はもとより、五ヶ瀬ハイランドスキー場での冬季のスキー合宿の可能性を見出すなど、通年の合宿誘致を目指し新たな誘致活動を展開します。

□ 具体的な施策

(1) 地域内スポーツの振興

- スポーツ推進委員やコミュニティスポーツ推進員の確保・育成を充実し、資質の向上を図ります。
- ニュースポーツやレクリエーション活動の指導員育成を図ります。
- 現在開催している大会を維持しつつ、スポーツ少年団や各競技団体の競技力向上を図るとともに、ニュースポーツの普及のための指導者育成やスポーツ教室を開催します。
- 体育協会の活動を推進し、自立した団体としての機能充実を図るとともに、各競技団体・組織等の組織強化と連携を強め、体育協会・各団体が一体となったスポーツ活動の普及・振興に努めます。
- 姉妹町である北海道新得町における「フロアカーリング」を通じた交流とスポーツの振興を図ります。

(2) 社会体育施設の維持・管理

- より多くの方に利用してもらうため、施設の維持と環境整備の充実を図ります。
- Gパーク内の芝生における養生期間の設置を検討します。
- 利用者のニーズに合った施設環境整備を検討します。

(3) スポーツ合宿の誘致・利活用

- 産業活動のひとつとして、合宿誘致活動による地域経済への波及をねらい、合宿受け入れ協力会を中心とし、通年のスポーツ合宿の受け入れを推進します。
- 本町の自然環境を有効活用できるトレイルランやクロスカントリー競技の合宿の可能性を見い出します。
- 町立病院との連携と温泉療養、五ヶ瀬ドームのトレーニング設備等を組み合わせたスポーツ療養型の受け入れ体制等を視野に入れた新たな誘致活動を展開します。
- 各学校体育館や「荒踊の館」等の既存施設を利用した合宿等も視野に入れ、町内の受け入れ団体の拡充を図ります。

4. 文化

□ 文化の現状と課題

成熟化及び高齢化社会を迎える中で、人生の生きがいづくりなど、心の豊かさの充実が求められており、文化活動に対する重要性もますます高くなってきています。

本町には国指定の重要無形文化財「荒踊」をはじめ、神楽・棒術・団七踊りなど各種の郷土芸能が各地に伝承されており、地域の行事とともに次世代へと伝えられています。

町が支援する文化協会においては文化祭が開催されており、また、各保存会では伝承教室等が開催されて、後継者の育成をされていますが、引き続き後継者の確保・育成が地域の課題となっています。

□ 施策方針

本町には九州島発祥の地というかけがえのない歴史とともに、郷土芸能をはじめとする国指定・県指定・町指定の有形・無形の文化財があります。これらの貴重な歴史・文化遺産の保存と伝承を図るとともに、社会教育と連携して新しい文化活動を推進し、町の歴史を大切にしつつ未来を展望できる豊かな郷土愛を育てていきます。

□ 具体的な施策

(1) 地域文化の保存・継承

- 貴重な歴史・文化の確実な伝承・継承を行い、保護に努めます。
- 郷土芸能の保存会において後継者の育成を推進し、支援を行います。
- 地域のお宝発掘により出された史跡・文化資源の中から文化財として貴重なものについては町の文化財指定の検討を行います。
- 町文化財に情報等を学校での教材や、町作成のパンフレット等で活用し、町内外への発信を推進します。
- 町内史跡・文化財・地域資源マップの作成を行い、観光ルートの整備、資源周辺的环境整備を行います。
- 各地区で創出された自主的な郷土イベントを根づかせ、大小にかかわらず、後世に引き継ぐための支援に努めます。

(2) 芸術・文化活動の振興・交流

- 文化協会と連携し、芸術・文化の振興を推進します。
- 芸術・文化活動の振興・交流のための機会創出に努めます。



5. 人権

□ 人権の現状と課題

人権は誰もが幸せに暮らすために、保障されている権利です。そのため、あらゆる差別や人権侵害が尊重される社会の実現を目指す必要があります。

本町では、学校教育における人権教育の一環として、差別・いじめをテーマにした人権教室を実施しており、幼少期からの人権教育を推進しています。今後は、職場や社会教育における人権教育・啓発活動を進めていく必要があります。

□ 施策方針

様々な人権問題の存在を周知し、正しい知識を身につけることで、人権における偏見を排除し、人権意識を高めていきます。

そのため、人権教育・啓発に関する基本計画に基づき五ヶ瀬町人権教育基本方針及び人権教育推進計画を策定します。そして、その計画に沿って、学校教育と社会教育の面から、人権尊重に関する正しい知識を得て、人権尊重に望ましい価値観を熟成し、よりよい人間関係を構築するためのコミュニケーションスキルの習得を目指した施策を推進します。人権意識を高めるため、幼少期より正しい知識を得て、人権に対する偏見等を排除していきます。

□ 具体的な施策

(1) 人権教育・啓発の推進

- 様々な人権問題の存在の周知と啓発を行い、人権・同和問題の正しい理解のための教育・啓発活動を推進します。
- 幼少期からの人権教育を推進し、教育現状と連携して人権・同和問題の正しい理解のための教育、啓発活動を進めます。
- 職場や社会教育の場においても、人権・同和問題の正しい理解のための啓発活動を実施します。

(2) 相談体制・推進体制の充実

- 人権擁護委員を活用した相談体制の充実を図ります。
- 五ヶ瀬町人権教育基本方針及び人権教育推進計画を策定し、推進を図っていきます。

6. 人財育成

□ 人財育成の現状と課題

地域社会における諸活動の活性化、交流の促進等を図るため、活動の中心となるリーダーの育成や発掘が必要です。

本町では、人づくりはまちづくりとし、ふるさと創生事業により設置したふるさとづくり基金を活用し、広く住民の研修や学習に利用できる人材育成事業を実施してきました。しかし、近年、住民の事業活用の事例は少ない状況にあります。

また、本町と姉妹町である北海道新得町小中学校との交流事業「少年少女使節団交流事業」を平成3年度から隔年で実施しています。しかし、部活動等により中学生の参加が少なくなるという課題もあります。

佐伯勝元氏からの寄附により創設した「佐伯勝元教育基金 ～翼～」を活用し、心豊かで幅広い視野と郷土愛を持つ子どもを育み、その未来を創造するため、児童生徒に対する支援や学校教育等の振興に寄与することを目的とした経済援助事業を行います。

□ 施策方針

本町のまちづくりとして、五ヶ瀬で生まれ、育ち、生き、五ヶ瀬を創造する人づくりを行います。五ヶ瀬の将来を担う次代の人材育成のため、積極的に研修・教育の機会を提供します。

少子高齢化・分権型社会の到来において、地域で住民主体の活動を展開するリーダーを育成するために、各行政分野において住民が企画する研修等を支援し、地域のリーダー育成を図ります。人材育成に関しては、すべての住民において、学校教育を始め社会教育（生涯学習）の分野、産業育成の支援、地域づくりを進める人材を対象とします。また、計画における**3つの重点戦略**に関する取り組みが実施されることをポイントとして位置づけます。今後も地域づくり団体間の連携を通じてアイデアの発掘を行い、人材育成を促進していきます。

■用語解説■

人財育成・・・本町では、人材育成を「人財育成」と表現し、人は宝であり、人づくりがまちづくりであるという観点から、このように表現している。

3つの重点戦略・・・① 人間性回復のまちづくり

② 循環型社会・低炭素社会の実現

③ 分権型社会への対応

「第5次五ヶ瀬町総合計画」基本構想第3章より

結ぶ×育む

～ふとらかすばい～

□ 具体的な施策

(1) 学校教育・社会教育における人財育成

- 学校教育における新得町との交流事業「少年少女使節団交流事業」では、互いの異なる歴史・文化・風土にふれ、交流を深めることにより、お互いの地域の特性や良さについて再発見できるため、今後も継続して交流を行います。
- 佐伯勝元教育基金を活用した「佐伯勝元教育基金児童生徒海外派遣事業」を実施し、海外の歴史・文化に触れることで、国際的な視野を持った人材を育成します。

(2) 産業育成の支援

- 各行政分野におけるリーダー育成への支援や、情報提供を行います。

(3) 地域のまちづくりリーダーの育成

- 人材育成事業を見直し、住民の視察研修の助成に加え、地域の講習会及び研修会への支援を行い、地域のまちづくりリーダーの育成を図ります。
- NPO・ボランティアの育成支援を進めます。



7. 国際交流

□ 国際交流の現状と課題

社会経済活動のグローバル化が進む中、身近な地域社会でも、外国人や異文化に接する機会が少しずつ増えてきているため、他国の文化や風習に対する理解を深め、尊重し合う取り組みが求められています。

近年、本町を訪れる外国人観光客も多くなってきており、桑野内地区の農村泊や鞍岡地区に中国やシンガポール、アメリカの学生が教育旅行や宿泊研修で訪れるなど、町内における国際交流の機会が増えてきています。

そのため、国際的な視野からのまちづくり・施策の推進が必要となっており、地域に根ざした国際交流のための人材の確保、国際理解のための教育環境の整備、受け入れ体制の整備やコミュニケーションのあり方などの体制や環境の整備を進める必要があります。

□ 施策方針

町内における国際交流の場を確保し、国際的な視野からまちづくり・施策を進めます。国際交流の促進・資源の活用を図り、世界で活躍する人材の育成を支援します。近年、東アジアでは日本の農村が待つ人間性を育む教育力が注目されているため、九州の地の利を活かした海外からの教育旅行誘致に積極的に取り組んでいきます。

□ 具体的な施策

(1) 国際性豊かな人材の育成

- 国際人としての資質を備えた人づくりを推し進めるために、新学習指導要領に沿った英語教育を図るとともに、様々な言語を通じた国際理解を促進します。
- 生きた英語の習得のために、ALT（語学指導助手）の有効活用を図ります。

(2) 国際交流活動の促進

- 国際交流については、これまでと同様に観光部門においては海外の教育旅行の受け入れを推進し、ワンストップサービスでの受け入れを構築します。
- 外国語サイン計画策定と整備、パンフレット等の作成による周知を行います。